

第6回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月25日（月） 午後2時00分～午後2時57分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員（29名）
4. 欠席委員（2名）
5. 議案
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について
6. 農業委員会事務局職員（3名）

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から9月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が15名出席、推進委員が14名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。朝晩涼しくなり、ようやく過ごしやすい時期になりましたが、気候が変わるといことで体調には気を付けていただきたいと思います。また、今月8日に研修がありました。非常に分かりやすく説明いただいたと思いますので、今後の活動にお役立ていただけたらと思います。町内を見ますと、落葉果樹の収穫や稲刈りなど始まっており、稲作については愛媛県の作況指数がよいというふうに出ておりました。農作業中の事故等には、十分注意して作業を行っていただけたらと思います。

それでは、ただいまより第6回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より、本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、6件、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、6件、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、3件、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1件、議案第4号、非農地証明について、3件、

議案第5号、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見について、1件、

議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について、2件、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしくお願いします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出に

会長

ついて事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は6件でございます。議案書のほうは1ページから9ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の10ページをご覧ください。議案第1号の1についてご説明いたします。表の左側の番号1番になります。

申請地は、内子町●の農地、田3筆、776㎡です。

譲渡人は、松山市●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は生産に必要な農機具も保有し、農作業経験も十分あるので、農業に必要な技術はあります。また、申請地は自宅から車で1分であることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

9月20日、農業委員の●さんと一緒に申請代理人の行政書士●事務所を訪ねて話を聞きました。

譲渡人の●さんは、松山市●にお住まいで、町外在住のため耕作困難であるため、地元にお住いの●さんに売買することになったそうです。申請地は、車で1分程度のところにあります。

また、●さんは農業歴46年、一緒に耕作される妻の●さんは、農業歴36年です。農機具は、耕運機等も所有されており、今後も農業に励まれるとのことでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の2、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の10ページをご覧ください。議案第1号の2についてご説明いたします。表の左側の番号2番になります。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆、1,800㎡です。

譲渡人は、大洲市●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで贈与による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の2ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件です。譲受人には、新規就農者です。耕運機や草刈機、軽トラを保有、必要と思われる農機具があれば購入されるということです。農業経験は、農業技術修学1年の後、農業に従事されており、申請地は車で3分であることから、全部効率利用要件は満たされていると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間200日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のない

事務局

よう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願います。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

9月16日、農業委員の●さんと一緒に、●さんを訪ねて話を聞きました。

譲渡人の●さんは、大洲市●にお住まいで、高齢となり農作業もできなくなり、耕作困難であるため、地元にお住いの●さんに譲渡することになったそうです。申請地は、車で3分程度のところがあります。

また、●さんは新規就農であります。農業技術修学1年、その後、土地を借りて農業に従事して7年であり、農業経験も十分にあります。農機具は、耕運機等も所有されており、今後、必要な農機具があれば積極的に購入し農業に励まれるとのことでした。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号3、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の10ページをご覧ください。議案第1号の3についてご説明いたします。表の左側の番号3番になります。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆、568㎡です。

譲渡人は、東温市●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有移転です。

それでは、別紙調査書の3ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件です。譲受人は、新規就農者です。生産に必要な草刈機や管理機を保有し、必要と思われる農機具があれば購入することです。農作業経験10年あり、農業経験歴10年の妻も一緒に農業

事務局

に従事することから、農業に必要な技術はあります。また、申請地は車で1分のところにあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間200日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

9月15日と17日に、農業委員の●さんと一緒に申請代理人の行政書士●事務所と譲受人の●さんを訪ねて話を聞きました。

譲渡人の●さんは、東温市●にお住まいで、町外在住のため耕作困難であるため、地元にお住いの●さんに売買することになったそうです。申請地は、車で1分程度のところにあります。

また、●さんは農業歴10年、一緒に耕作される妻の●さんは、農業歴10年です。農機具は、管理機等も所有されており必要と思われる農機具があれば積極的に購入して農業に励まれるとのことでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号4、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の10ページをご覧ください。議案第1号の4についてご説明いたします。表の左側の番号4番になります。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆、3,525㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、大洲市●の●さんで、売買に

事務局

よる所有権移転です。

それでは、別紙調査書の4ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件です。●さんは、大洲市で田、畑を所有されておりますが、非耕作地などはありません。生産に必要なトラクターや田植え機を所有し、農業経験は40年であります。申請地は、車で10分のところであることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間300日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

9月20日、農業委員の●さんと一緒に、申請人の●さんを訪ねて話を聞きました。

譲渡人の●さんは、●にお住まいです。譲受人の●さんから栗の作付面積を増やして経営規模を拡大したいとの話があり、売買することになったそうです。申請地は、車で10分程度のところあります。

また、●さんは農業歴40年、一緒に耕作される母の●さんは農業歴40年あります。農機具は、管理機等も所有されており、必要と思われる農機具があれば積極的に購入して農業に励まれるとのことです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号5、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の11ページをご覧ください。議案第1号の5についてご説明いたします。表の左側の番号5番になります。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆、1,278㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の5ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、生産に必要なトラクターや耕運機、ユンボを所有し、農業経験は4年であります。申請地は、車で1分のところであることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願います。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

9月20日、農業委員の●さんと一緒に申請人に直接お会いし、お話を聞きました。

譲渡人の●さんは、●にお住まいです。譲受人の●さんから、栗の作付面積を増やして経営規模を拡大したいとの話があり、売買することになったそうです。申請地は、車で1分程度のところがあります。

また、●さんは、農業歴4年です。農機具は、トラクター・耕運機なども所有されており、農業に励まれるとのことでした。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号6、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

会長

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の11ページをご覧ください。議案第1号の6についてご説明いたします。表の左側の番号6番になります。

申請地は、内子町●の農地、田1筆、2,019㎡です。

譲渡人は、松山市●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の6ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は新規就農者です。生産に必要な耕運機や草刈機や軽トラは親戚から借受けて、必要と思われる農機具があれば購入することです。農作業経験ありませんが、子供のときから農業の手伝いをされており、親戚から農機具を借りて行うとのことであり、親戚からの助言を受けて農業に従事されると思われま。また、申請地は車で8分のところにあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転賃にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願います。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

9月19日、農業委員の●さんと一緒に申請代理人の行政書士●事務所に電話で話を聞きました。

譲渡人の●さんは、松山市●にお住まいで、町外在住のため耕作困難であるため、地元にお住いの●さんに売買することになったそうです。申請地は、車で8分程度のところあります。

また、●さんは新規就農であります。露地野菜を生産されることと。農機具は、親戚より耕運機や草刈り機を借りて耕作することと。ですが、必要と思われる農機具があれば積極的に購入して農業に励まれることと。ことです。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございません

会長

か。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の12ページをご覧ください。地図の方は13から15ページになります。12ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田2筆 98㎡です。申請人は、松山市●の●さんで、転用の目的は、倉庫・車庫です。

転用の理由といたしまして、生活用品や農機具などが増え自宅スペースが手狭になってきたことから、倉庫を建築し自家用車や農機具などを保管管理したいとのことです。申請地は、倉庫が建築され違反転用の状態でありますので、始末書を添付して申請書が提出されております。

それでは、別紙調査書の7ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小規模な生産性の低い農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。申請地は、コンクリート舗装し土砂の流出を防止し、表面水は既存の排水施設に排水することから、周囲への影響は無いものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

9月20日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請人は松山市に在住しております。通作して農作業を行っておりますが、実家のスペースが手狭になったことから、申請地に倉庫を建築し利用したいとのことです。申請地は、すでに倉庫が建築され違反転用となっておりますので始末書が提出されているようです。また、排水機能や周辺農地への影響はないものと見込まれるため、特に問題は無いものと思われれます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第2号2、農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の12ページをご覧ください。地図の方は16から18ページになります。12ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 179㎡です。申請人は、東温市●の●さんで、転用の目的は、倉庫です。

転用の理由といたしまして、申請人は生活用品や農機具が増えてきたことから住宅や物置が手狭になってきたため、申請地に倉庫を建築したいとのことです。申請地は、既に倉庫が建っており違反転用の状態でありますので、始末書を添付して申請書が提出されております。

それでは、別紙調査書の8ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小規模な生産性の低い農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成の際は、地盤堅固に工事し土砂の流出を防止し、表面水は浸透により排水することから、周囲への影響は無いものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

9月15日と17日に、農業委員の●さんと一緒に申請代理人である行政書士の●事務所を訪ねて話を聞きました。現地調査は、17日に行いました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請人は申請地に倉庫を建築し利用したいとのことです。申請地は、申請人の父親が30年以上前に倉庫を建築し、違反転用となっておりますので始末書が提出されているとのことです。また、排水機能や周辺農地への影響はないものと見込まれるため、特に問題は無いものと思われま

●番 ●委員

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第2号3、農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の12ページをご覧ください。地図の方は19、20ページになります。12ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑3筆 2,745㎡です。申請人は、内子町●の●さんで、転用の目的は、植林です。

転用の理由といたしまして、申請人は山間地の傾斜地で鳥獣被害により収穫量が上がらず、今後農地として耕作管理していくことが困難なため、桧を植林し山林として管理したいとのことです。

それでは、別紙調査書の9ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小規模な生産性の低い農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。隣接する農地とは、十分に距離を取って植林することから、周辺への影響は無いものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

9月19日、農業委員の●委員さんと一緒に申請地を確認した後、申請代理人である行政書士の●事務所に伺いまして話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、申請地は山林に隣接した傾斜地の栗畑で、たびたびイノシシによる被害にもあっており、収穫量が上がり今後耕作管理していくことが困難な状態のため、桧を植林して山林として管理したいということで申請に至ったそうです。

周囲に与える影響も少なく、特に問題は無いものと見込まれます。

●番 ●委員

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を
進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達する
ことに決定しました。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について
審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号の説明をいたします。議案書の21ページ
をご覧ください。表の左側の番号1と1の2になります。地図の方は
22から24ページになります。この案件につきましては、令和5
年2月の定例会で農用地からの除外申請についてご承認いただいた
ものです。21ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田2筆 2, 206㎡、です。譲渡
人は、内子町●の●さんと●さん、譲受人は、内子町●の●さんです。

転用の理由といたしまして、譲受人は、堆肥製造を行うため住宅地か
ら離れた適地を探していたところ、申請地を取得できることとなり、堆
肥製造場として利用したいとのことです。申請地は、既に堆肥製造場と
して利用され違反転用の状態でありますので、始末書を添付して申請書
が提出されております。

それでは、別紙調査書の10ページをご覧ください。申請地につきまし
ては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、
第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準
につきましては、調査書のとおりです。申請地の周囲は水路となっており、
排水施設を設けて雨水を処理することから、土砂の流出や周囲への影響は
無いものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がな
く、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

9月20日、申請代理人である行政書士●事務所に電話で話を聞き
ました。

●番
●委員

譲受人の●さんは、現在●業を営んでおりますが、個人で堆肥製造を行うことになり、適地を探した結果、申請地を譲り受けることになったそうです。申請地は、既に堆肥場として利用されており違反転用となっていますので、始末書を提出しているとのこと。

申請地は、地盤を押し固め、雨水は水路に排水することから周辺農地への影響はなく、特に問題は無いと思われま。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませぬか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第4号、非農地証明について、議案第4号の1を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の25ページをご覧ください。議案第4号の1についてご説明いたします。地図の方は、26、27ページになります。25ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑3筆 3, 276㎡です。申請人は、大洲市●の●さんです。

それでは、別紙調査書の11ページをご覧ください。現地写真は12ページから14ページになります。11ページにお戻りください。

申請理由として、申請地は周辺が山林となり日照不足になったことや、イノシシ等の鳥獣被害が増加し収穫量が減少したため、やむを得なく、平成14年頃から耕作を放棄しており、現在では雑木や竹が生い茂り農地への復旧が困難な状態となっております。また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願ひます。

●番
●委員

9月16日、農業委員の●さんと一緒に、申請人の●さんに電話で話を聞きました。

●番
●委員

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請地は鳥獣被害が増加して収穫量が少なくなったことや、斜面のため耕作不便で十分な管理ができないことなどから、やむを得ず耕作をあきらめて現在に至ったそうです。

現地も確認しましたが、竹や雑木などが生い茂っており、農地への復旧は困難な状態のため、非農地と判断して問題無いと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第4号の2について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の28ページをご覧ください。議案第4号の2についてご説明いたします。地図の方は、29、30ページになります。28ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 3,022㎡です。申請人は、松山市●の●さんです。

それでは、別紙調査書の15ページをご覧ください。現地写真は16ページになります。15ページにお戻りください。

申請理由として、申請地は申請人の父親が栗畑として耕作・管理していましたが、昭和63年頃に病氣療養のため耕作できなくなり、それ以降、放置状態のままとなり現在に至っております。申請地は、雑木が生い茂り農地への復旧は困難な状態となっております。

また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

9月19日、農業委員の●さんと一緒に現地確認を行いました。当日は、●さんも実家の方に帰っておられ直接話を伺いました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請地を管理していた父

●番
●委員

親が体調を壊し農作業を行うことが困難となったことから放置状態となり、そのまま現在に至ったそうです。

現地は、雑木などが生い茂っており、農地への復旧は困難な状態のため、非農地と判断して問題無いと思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第4号の3について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の31ページをご覧ください。議案第4号の3についてご説明いたします。地図の方は、32ページから35ページになります。31ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑3筆 1, 314㎡です。申請人は、内子町●の●さんです。

それでは、別紙調査書の17ページをご覧ください。現地写真は18、19ページになります。17ページにお戻りください。

申請理由として、申請地は傾斜がきつく耕作するのに不便な場所であり、鳥獣被害も深刻で農地として耕作管理していくのが大変困難であったため、約30年前に杉を植林し、そのまま現在に至ったものです。すでに20年以上経過し、農地への復旧は困難な状態となっております。

また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

9月17日、農業委員の●さんと一緒に現地を確認し、申請代理人である行政書士●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請地では鳥獣被害が深刻で、耕作管理していくことが大変困難なことや、傾斜がきつく耕作

- 番
- 委員

不便なため、やむを得ず植林し現在に至ったそうです。

現地も確認しましたが、杉が植林されており農地への復旧は困難な状態のため、非農地と判断して問題無いと思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

続きまして、議案第5号、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の36ページをご覧ください。議案第5号についてご説明いたします。地図の方は38、39ページになります。36ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和5年8月28日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆、323㎡です。除外の目的は、宅地、住宅地のためです。

それでは、37ページの概要書をご覧ください。まず、「2. 変更の内容」を見ていただきますと、●さんが自己住宅を建築するものであります。

次に、1. 変更事由及び3. 変更要件をご覧ください。申請人は、●の借家に居住していますが、定住するため自己住宅を建築したいとのことです。申請地以外では、当該事業を実施することが困難であることや、農用地利用集積計画の対象にもなっておらず、周辺農地への影響は軽微と思われることから、町としても計画変更は問題ないと判断しております。

事務局としては、以上の点を踏まえたうえで、本計画の変更はやむを得ないものと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

9月21日、農業委員の●さんと一緒に本人に直接会い話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請人の●さんが自己住宅を建築するために、申請地を農用区域から除外するものであります。

周辺農地への影響もないものと見込まれるため、特に問題は無いものと思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長

調査の報告がありました。本件を農用区域から除外することについて、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農用区域からの除外について、妥当であると認めることに決定しました。

次に、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の40ページをご覧ください。内子町長より令和5年9月8日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について承認を求められています。公告の予定年月日は令和5年9月29日です。

集積計画の概要ですが、41ページをご覧ください。利用権の再設定で田が4筆 2, 249㎡です。

集積計画の内訳については、42ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、1番から順番にご説明いたします。

1番 内子町●の農地、田3筆、2, 041㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さん、●さんで、賃借権の再設定です。

2番 内子町●の農地、田1筆 208㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用賃借権の再設定です。

事務局

以上、いずれの案件も農作業常時従事日数など基盤強化促進法第18条第3項の規定の要件を満たしていると思込まれます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積計画は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思ひます。